

# 定 款

社団法人 全国公正取引協議会連合会

# 社団法人全国公正取引協議会連合会定款目次

第 1 章 総	則 (第 1 条 ~ 第 4 条) .....	1
第 2 章 会	員 (第 5 条 ~ 第 13 条) .....	2
第 3 章 役	員 (第 14 条 ~ 第 19 条) .....	3
第 4 章 総	会 (第 20 条 ~ 第 29 条) .....	4
第 5 章 理 事	会 (第 30 条 ~ 第 34 条) .....	6
第 6 章 総務委員会及び専門委員会	(第 35 条 ~ 第 36 条) .....	7
第 7 章 財産及び会計	(第 37 条 ~ 第 43 条) .....	7
第 8 章 事 務 局	(第 44 条 ~ 第 45 条) .....	8
第 9 章 定款の変更及び解散	(第 46 条 ~ 第 48 条) .....	9
第 10 章 補	則 (第 49 条) .....	9
附 則	.....	10

# 社団法人全国公正取引協議会連合会定款

昭和59年4月1日

内閣総理大臣許可

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人全国公正取引協議会連合会と称する。

### (事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置き、従たる事務所を総会の議決を経て、必要な地に置くことができる。

### (目 的)

第3条 この法人は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）及びこれに基づく公正競争規約（以下「規約」という。）の運用を円滑かつ効果的に推進させることにより、公正な取引の促進を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 規約施行機関の事業に関する指導・協力
- (2) 規約遵守状況に関する調査
- (3) 規約に関する相談及び苦情処理
- (4) 規約不参加事業者の規約への加入促進
- (5) 事業者及び事業者団体に対する規約の普及、啓発及び規約設定の指導・協力
- (6) 一般消費者に対する規約の普及、啓発
- (7) 規約、不当な顧客誘引行為その他公正取引に関する調査・研究
- (8) 景品表示法その他公正取引に関する法令の普及、啓発及び違反防止に関すること
- (9) 関係官公庁との連絡並びに関係団体との連絡及び調整
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第5条 この法人の会員となる資格を有するものは、規約施行機関とする。

### (会 員)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した規約施行機関とする。

### (賛助会員)

第7条 この法人の賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した事業者団体又は事業者とする。

2 賛助会員の扱いについては、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (入 会)

第8条 この法人の会員となろうとするものは、所定の入会申込書をこの法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会 費)

第9条 会員は、毎年所定の会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び徴収の方法は、総会の議決を経て、別に定める。

### (退 会)

第10条 会員がこの法人を退会しようとするときは、所定の退会届を30日前までにこの法人に提出して、任意に退会することができる。

### (会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 規約施行機関の資格を喪失したとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (除名)

第12条 この法人は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### (権利の喪失及び抛出金品の不返還)

第13条 退会したもの又は除名されたものは、会員としての一切の権利を失い、また既納の会費及びその他の抛出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第3章 役員

### (役員の種類及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

### (役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、会員及び学識経験者のうちから総会において選任する。ただし、補充のための理事又は監事を選任は、理事会において代行することができる。この場合直近に開催される総会において、追認の措置を講じなければならない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において互選する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

### (役員職務)

第16条 理事は、この定款の定めるところによりその職務を行うほか、理事会において会務の執行に関し、審議、決定する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長

が定めた順位により、その職務を代行する。

4 専務理事は、会員及び副会長を補佐して常務を統括する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) この法人の会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会及び内閣総理大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

#### ( 役員 の 任期 )

第17条 役員 の 任期 は 2 年 と する。た だ し、再 任 を 妨 げ ない。

2 補 欠 又 は 増 員 に よ り 選 任 さ れ た 役 員 の 任 期 は、前 項 本 文 の 規 定 に か か わ ら ず、前 任 者 又 は 現 任 者 の 残 任 期 間 と する。

3 役 員 は、辞 任 し、又 は そ の 任 期 が 満 了 し て も、後 任 者 が 就 任 す る ま で は な お そ の 職 務 を 行 う も の と する。

#### ( 役員 の 解 任 )

第18条 役 員 が 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る 場 合 に は、総 会 の 議 決 に 基 づ き 解 任 す る こ と が で き る。た だ し、そ の 役 員 に 対 し、総 会 の 前 に 弁 明 の 機 会 を 与 え な け れ ば な ら ない。

- (1) 心 身 の 故 障 の た め、職 務 の 執 行 に 堪 え ない と 認 め ら れ る と き。
- (2) 職 務 上 の 義 務 違 反 そ の 他 役 員 と し て ふ さ わ し く ない 行 為 が あ る と 認 め ら れ る と き。

#### ( 役員 の 報 酬 )

第19条 役 員 は、有 給 と す る こ と が で き る。

2 役 員 に は、費 用 を 弁 償 す る こ と が で き る。

3 前 2 項 に 関 し 必 要 な 事 項 は、総 会 の 議 決 を 経 て、会 長 が 別 に 定 め る。

## 第 4 章 総 会

#### ( 総 会 の 種 別 )

第20条 この 法 人 の 総 会 は、通 常 総 会 及 び 臨 時 総 会 の 2 種 と する。

#### ( 総 会 の 構 成 )

第21条 総 会 は、会 員 を も っ て 構 成 す る。

### ( 総会の開催 )

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 5分の1以上の会員から、総会の目的たる事項を記載した書面をもって開催の要求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定に基づき、監事から開催の請求があったとき。

### ( 総会の権能 )

第23条 総会は、この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

### ( 総会の招集 )

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、第22条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに、通知しなければならない。

### ( 総会の議長 )

第25条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

### ( 総会の定足数 )

第26条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

### ( 総会の議決 )

第27条 総会の議事は、この定款に特に定めてある場合を除き、出席会員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

### ( 総会における議決権の行使方法 )

第28条 総会における議決権は、会員が出席してこれを行使するものとする。ただし、出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 前項の規定により、書面又は代理人をもってその議決権を行使する会員は、前2条の出席会員の数に算入する。

### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 理 事 会

### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を審議、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会長は、理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに、通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

### (理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

**( 理事会の定足数等 )**

第34条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

**第 6 章 総務委員会及び専門委員会**

**( 総務委員会及び専門委員会の設置 )**

第35条 この法人の会務、事業等の円滑な運営上必要があるときは、会長は、理事会の議決を経て、この法人に総務委員会及び専門委員会を設置することができる。

**( 総務委員会及び専門委員会の組織運営 )**

第36条 総務委員会及び専門委員会の組織並びに運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

**第 7 章 財産及び会計**

**( 財産の構成 )**

第37条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

**( 財産の管理 )**

第38条 財産は、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

**( 経費の支弁 )**

第39条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

**( 事業計画及び収支予算 )**

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、

総会の議決を経て、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで、前年度の収支予算に準じて執行することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び収支決算)

第41条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

#### (長期借入金)

第42条 この法人が長期借入金(返済期限が1年以上の借入金)をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

#### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 事務局

#### (設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (備付帳簿及び書類)

第45条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定 款
- (2) 理事及び監事並びに事務局長及びその職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

- (6) 財産及び負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の認可を得なければ変更することができない。

### (解 散)

第47条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の認可を経て解散する。

### (残余財産の処分)

第48条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第10章 補 則

### (委 任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、理事会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和60年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。